

心臓精度管理小委員会規程

(目的)

第1条 この規程は心臓精度管理小委員会の職務ならびに運営について定めるものである。

(委員構成)

第2条 心臓精度管理小委員会は学術担当理事より推薦され、理事会で承認されたメンバーで構成される。

(職務)

第3条 心筋 SPECT 撮像技術の向上および標準化を推進し、心筋画像の画質精度を担保するために必要な業務を行う。

(事業)

第4条 前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 心筋 SPECT に関連するガイドラインの作成および改訂
- (2) ガイドラインの普及
- (3) 画像評価用ファントム（以下、ファントム）画像の解析
- (4) その他、小委員会で必要と認められた事業。

(運用)

第5条 ファントム画像の解析に関する運用は以下の流れで実施する。

- (1) 事務局は第6条に規定される(1)から(4)の申請書とファントムデータ(場合によっては、別紙に定める検証データ二次利用承諾書)を受理した場合、小委員長に報告し、申請書類およびファントムデータをストレージサーバーに格納する。研究目的のデータ解析依頼に関しては、別紙に定める研究目的用データ解析取り扱い同意書を提出させる。
- (2) 小委員長は、委員の中から画像解析担当者を選出し、解析を依頼する。
- (3) 解析終了後、小委員長に報告し、解析結果の送付を事務局に依頼する。
- (4) 事務局は申請者に解析結果を送付する。
- (5) 小委員長の業務について、理事長または学術担当理事が必要と認めた場合は、委員がその業務を代行することができる。

(提出書類およびデータ)

第6条 ファントム画像の解析を依頼する場合は、以下の申請書および画像データを提出する。

- (1) EMIT ファントムデータ 物理解析依頼申込票
- (2) EMIT ファントムデータ 詳細情報記入票
- (3) Projection データ
- (4) 再構成横断像(空気だめも含め全てのスライス範囲のデータ)
データ上限数は原則 1 装置あたり 3 データとするが、それ以上のデータ数の依頼があった場合は小委員会で協議の上、解析の可否について決定する。

(5) 標準化ガイドラインの検証で取得したデータの使用に関する同意書(任意)

(6) 研究目的用データ解析取り扱い同意書(研究目的のデータの場合は必須)

(研究目的のデータ解析)

第7条 研究目的のデータ解析の方法を以下に定める。

- (1) EMIT 解析プログラムは原則配布しない。
- (2) 研究目的用データ解析取り扱い同意書を確認する。
- (3) 解析結果用紙は作成せずに、定量解析結果の画像データ(jpeg 等)のみ提供する。
- (4) データ数が膨大で小委員会内で解析が困難と判断された場合は、EMIT 解析プログラムを一時的に申請者に借用することができる。借用する場合、別紙に定める EMIT 解析プログラム一時使用に関する同意書を提出し、解析終了後、速やかにプログラムを削除させ、削除した旨を担当委員に報告する。
- (5) 上記に定める以外の内容が生じた場合は、小委員会で審議の上、決定する。

(ガイドライン範囲外のデータ解析)

第8条 ガイドライン範囲外のデータ解析の方法を以下に定める。

- (1) ガイドライン範囲外の放射性核種の解析依頼があった場合、すべて研究用として取り扱い、運用は第7条に準ずる。
- (2) 解析結果用紙は作成せずに、定量解析結果の画像データ(jpeg 等)のみ提供する。
- (3) 上記に定める以外の内容が生じた場合は、小委員会で審議の上、決定する。

(画像管理)

第9条 別紙に定める標準化ガイドラインの検証で取得したデータの使用に関する同意書が提出された場合は、ファントムデータは学会が管理する。標準化ガイドラインの検証で取得したデータの使用に関する同意書が提出されない場合は、解析終了後1か月保管後速やかに削除する。

(取得データの二次利用)

第10条 学会が管理するファントムデータは、心臓核医学発展と会員サービス向上を目的に利用できる。二次利用は、学術担当理事の許可を得た場合のみに限る。

(改訂)

第11条 この規程は理事会の1/2以上の議決により改訂できる。

付則 この規程は令和3年9月17日より施行する。

2. 令和5年5月14日一部改訂